



AXA Investment Managers – Japan Stewardship Code

日本版スチュワードシップコードの受け入れと当社方針

September 2020

アクサ・インベストメント・マネージャーズにおける スチュワードシップに対する考え方について

アクサインベストメントマネージャーズ株式会社(以下「当社」)は、投資先企業の持続的な成長と顧客や受益者など(以下「顧客」)の利益向上を目指す受託者であり、責任投資をその投資方針の原則にしております。

当社は 1987 年の設立以来これまで、日本の法令に定められた投資運用業及び投資助言業を行い、お客様の信頼に基づく価値創造を目指し、国内有数の資産運用会社へと成長を遂げております。当社はまた、グローバルにビジネスを展開する AXA Investment Managers(以下「AXA IM」)のメンバーとして、最適な資産管理を通じて顧客の財務目標を達成するべく努めております。

AXA IM ではスチュワードシップ・ステートメントをリリースしており、2007 年から責任投資原則(Principles of Responsible Investing のこと。以下、「PRI」)の署名者となっているため、日本拠点である当社においても、2014 年に導入された「日本版スチュワードシップコード」に賛同を表明しております。

当社を含む AXA IM では、本コードを遵守するために日々取組み、同コードの原則に基づき、以下の通り方針を明確にしております。

[AXA IM Japan PRI Commitment:](#)

[AXA IM's PRI Commitment:](#)

[Shortlists for the PRI Awards for 2020:](#)

[AXA IM's Stewardship Policy:](#)

[AXA IM's Stewardship Approach:](#)

Principle 1

機関投資家は、スチュワードシップの責任をどのように果たすかについて明確なポリシーを持ち、それを公に開示する必要があります。

当社を含む AXA IM では、責任投資（RI）が顧客に持続可能な長期的な価値をもたらすだけでなく、社会にプラスの影響を与えることができると信じています。AXA IM では、責任投資とインパクト投資に対する 3 層のアプローチ（基盤、分析、フレームワーク）を採用しております。

AXA IM の投資方針に従い、当社では日本版スチュワードシップ・コードに積極的に参画し、評価に基づく安定した利益創出と透明性の高い運用を目指し、インベストメント・チェーン全体の機能強化に重要な役割を果たしているものと自負しております。また、当社は常に中長期的にベンチマークを上回るパフォーマンスを追求することにより、お客様に貢献出来るよう努めております。

スチュワードシップ責任を誠実に果たすために、当社は、投資先企業の持続可能な成長を重要な投資要素の 1 つと位置付け、忠実義務、善管注意義務の遵守と共に受託者責任を負うものと考えてお

り、投資先企業の財務面のみならず、環境、社会、ガバナンス（以下、「ESG」）等の非財務面の観点からも様々な角度で投資先企業を誠実に評価してまいります。

当社では、スチュワードシップ責任を果たすべくグループポリシーに沿ったスチュワードシップポリシーとスタンダードを整備しています。（こちらのリンクからご覧ください。）

AXA IM グループ全体では、コーポレートガバナンス委員会を設け、投資先企業のコーポレートガバナンスの基準が侵害されないようにモニターしています。コーポレートガバナンス委員会は、AXA Investment Managers Paris の Chief Investment Officer が議長を務め、同委員会は、インベストメント・チームの代表者ならびに責任投資チームのメンバーによって構成されています。また、ESG リサーチおよびアクティブオーナーシップチームの責任者は、AXA IM 全体のスチュワードシップ活動を統括・管理しています。

[AXA IM's Responsible Investing Philosophy.](#)

[AXA IM's ESG Standards Policy](#)

Principle 2

機関投資家は、スチュワードシップの責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定しこれを公表すべきである。

当社は、お客様の利益を最優先する原則を堅持し、他者の利益を犠牲にして特定の者の利益を追求することのないよう、すべてのお客様に対し誠意をもって業務に努めています。

<顧客利益優先の原則>

- ① 顧客の利益は、当社やその株主、また当社役員や従業員の利益より優先されるべきである。
- ② 会社の利益は、役員および従業員の利益より優先されるべきである。
- ③ すべての顧客の利益は平等に取り扱われるべきである。

当社は、投資運用業者とその役員/従業員および投資家の間、および特定の投資家と他の投資家の間の顕在的・潜在的な利益相反リスクについて非常に重要視しています。したがって、受託者責任の遂行中に発生する避けられない利益相反を排除・軽減するために、さまざまな措置を講じております。

第一に、健全な資産管理と顧客利益の保護のために、経験豊富なコンプライアンス担当者によるコンプライアンスチームを整備し、利益相反を管理・制御しています。当社はまた、パフォーマンスや投資リスクに関する委員会を設置し、当社が管理・運用するすべてのアカウント/ファンド（グループの関連会社またはグループ以外の資産運用会社から運用の再委託を受けたアカウントやファンドなどを含む）について、それらの投資パフォーマンスやさまざまなリスク要因を定期的にレビューしています。

また、利益相反のリスクを最小限にとどめるとともに、上司やコンプライアンス部への事前の相談

により、顧客保護の観点からの問題を未然に防ぐことができるよう、コンプライアンス研修などを通じて役職員に周知しています。万一、利益相反の可能性を低減することが困難であると認められる場合には、当該利益相反に影響のある顧客にその旨を通知するなどして、利益相反を積極的に管理することとしています。

また、独立した外部機関を利用して、議決権の行使に関する潜在的な利益相反を排除する場合があります。

AXA IM ではスチュワードシップ活動に関連して、利益相反を引き起こす可能性のある状況を特定するための一連のガイドラインを採用しています。具体的には、以下のアプローチを使用して、投票活動内の利害の対立を管理します。

まず、コーポレートガバナンス委員会は、AXA IM に完全な裁量権を与えたクライアントに代わって投票の決定を行う唯一の責任があります。投票

の決定は、外部の影響を受けないよう、コーポレートガバナンス委員会に投票権を委任していない、あるいは独自のポリシーを持つクライアントとの会話または議論に先んじて行われます。

その上で、我々のポリシーに反する経営陣の決議を支持する議決権行使の推奨など、潜在的な利益相反が確認された場合には、それらはコーポレートガバナンス委員会に報告されます。こうしたケースのようにポリシーに反する投票行動についての委員会の決定は、書面による記録を残すこととし、必要であれば、関連する各拠点の委員会組織やコンプライアンス部門に通知されることとなっています。

[AXA IM Japan's Conflict of Interest Policy](#)
[AXA IM Japan's Statement of Customer-oriented Business Operations \(Fiduciary Statement\)](#)

Principle 3

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は、投資先企業のモニタリングが、スチュワードシップ責任の中核要素であることを認識しており、当社の投資ユニバースに含まれる企業および投資企業について継続的に見直しを行っています。当社は、客観的かつ体系的な審査を行うため、必要に応じて外部の研究機関から情報を受け取ることがあります。

AXA IM は、資産クラスの範囲を継続的に拡大し、運用チームが利用可能な ESG 関連調査とデータソリューションを開発することに加え、独自の内部調査機能を強化することにより、運用の場面において ESG 基準の統合強化に取り組んでいます。

AXA IM では、環境 (E) および社会 (S)、ガバナンス (G) の 3 つの柱を中心に構築された共通のフレームワークに依拠する企業およびソブリン発行者を含む、独自のスコアリング手法を開発し、その評価を行っています。AXA IM が導入している ESG スコアリングシステムは、すべての重要な ESG 情報を統合し、数千の発行者をさらに細かく区別するために必要なステップであり、発行

者の ESG 水準の評価や、ベンチマークや同業者とのポートフォリオの ESG 基準を比較・評価するための出発点にもなっています。

AXA IM は、投資先企業に関する知識を得る目的に加え、年次総会において正確な情報に基づいた議決権行使を行うため、経営幹部または取締役会の代表や、その他投資先企業を代表する役職員の方との対話を継続しています。これらの会議では、企業戦略、運用実績、買収、処分戦略などの当社トピックに加え、経営幹部/取締役会のパフォーマンスなどのさまざまな事項が取り上げられています。

[AXA IM's responsible investing](#)
[AXA IM's framework and scoring methodology](#)

Principle 4

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

AXA IM は、エンゲージメントを投資先企業との建設的な議論促進のための有用なツールと考えています。なお、AXA IM では、投資先企業の代表者との間で非公開で行われる対話を積極的に行うようにしています。

投資先企業の代表者との定期的なやり取りの中で、それまで十分に対処されていない、または適切に対処できない懸念がある場合には、それが適切であると判断した場合には、同社会長または非常勤取締役との会合を設けて対話を行うようにします。但し、直接的な対話で物事が進まない場合は、次のようなアクションを検討します。

- 懸念事項が適切に議論されているかを確認するために、会社秘書室を通じて取締役全員にレターを送付
- 他の投資家との協力
- 株主総会での関連議案に対する議決権行使
- 当該問題に関する報道声明またはその他の公式声明（ただし、これは優先オプションではありません。）

当社は、株主総会において議決権をエンゲージメント活動の一環として行使するとともに、投資先企業の経営陣や取締役会との建設的で親しみのある会話などの定期的かつ通常のエンゲージメント活動を優先的に行います。当社のエンゲージメント活動は、建設的な会話を通じて投資先企業とコンセンサスを形成し、投資先企業の中長期的な価値向上と持続可能な成長を達成するために行われます。それと同時に、中長期的なお客様の利益拡大を目指します。

当然のことながらそれらの活動は、関連法令や社内規程、および受託者責任の実行に関する基準に従って実施されています。当社は、エンゲージメント活動中に発生する可能性のあるさまざまな状況の中で、投資判断に影響を与える可能性のある重要かつ非公開の情報を入手する可能性がある場合には十分に注意し、万一、そうした情報を入手した際にも、社内規程等に基づき非公開情報を利用した不正な取引活動を厳格に禁止しています。

[AXA IM Japan Stewardship Report](#)
[AXA IM's Stewardship Report](#)

Principle 5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社の「議決権行使規則」および AXA IM の議決権行使基準・方法・手続等の詳細を定めた「コーポレート・ガバナンス・議決権行使方針」に基づき、以下を考慮のうえ、当社の運用する受託資産の資産価値向上に努めています。議決権の行使にあたっては、株主価値の最大化を目指すことを通じて顧客の利益を図るよう努め、誠実に議決権を行使しています。

〈議決権行使における当社の視点〉

- 株主の利益の保護
- 効果的で独立した取締役会
- 監査プロセスの整合性

原則として、議決権行使の開示の対象となる当社の運用資産が保有する株式について、株主価値向上のために議決権を誠実に行使し、その結果を開示するものとします。

また、当社は、独立した外部調査機関を利用して、議決権行使に関する情報を収集することで、既存または潜在的な利益相反を解決し、投票議案の分析に関する専門知識、客観性、公平性を担保するよう努めます。当社は、外部の第三者機関の情報を参考にして、自らの判断と責任において議決権を行使します。

[AXA IM's Corporate Governance & Voting Policy](#)

[AXA IM's Proxy Voting Dashboard:](#)
[AXA IM Japan's Proxy Voting Policy:](#)
[AXA IM Japan's Proxy Voting Results:](#)

投資先企業についての議決権行使は、投資先企業と株主間の対話の重要な一部分であり、顧客に対する私たちの受託者責任の基本的な側面であると信じています。我々が最高のクオリティーで議決権の行使に取り組むのは、それが基本的な株主の権利であり、十分に考慮されたその議決権行使は私たちのコーポレートガバナンス活動の中核であると考えためです。

また、AXA IM では、議決権の行使について外部の議決権行使アドバイザーによる広範な調査結果も考慮しています。これらのアドバイザーは、株主総会で提案された議案に関する調査、分析、投票のアドバイスを提供しています。そうした外部のアドバイザーからの情報を参考にしつつ、AXA IM の知識と見解、関連市場におけるベストプラクティスの基準や、コーポレートガバナンスの基本原則に基づき、投票の決定自体は AXA IM 自身が行ないます。

議決権行使の結果は、ウェブサイトで公開しています。個々の議題項目ごとに各投資先企業の投

票結果の詳細を提供し、企業の取締役会または経営陣の推奨に反対を投じた各議案の投票根拠も含めて開示しています。加えて、投資先企業との建設的な対話の観点から、重要と思われる議案についての議決権行使や、当社の議決権行使方針に沿わない行使結果などについての根拠も記載しています。

AXA IM のコーポレートガバナンス調査アナリストは、定期的にそうした議決権行使アドバイザーと面談し、彼らの議決権行使ポリシーの設計と投資推奨プロセスを理解し、その運用について議論しています。

議決権行使アドバイザー	具体的なサービス内容
Institutional Voting Information Service (IVIS) www.ivis.co.uk	Voting research and alerts on UK companies
Institutional Shareholder Services www.issgovernance.com	Global voting research and recommendations
Proxinvest www.proxinvest.com	Voting research and alerts on French companies

Principle 6

機関投資家は原則として、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社および AXA IM は、専門的、客観的かつ合理的な判断に基づく議決権の行使と受託者責任の誠実な履行が、資本市場の発展と受託者責任の履行のレベルに大きく貢献すると考えています。そのため、原則として、エンゲージメントに関する記録を顧客に開示することにより、透明性と信頼性を確保するよう心がけています。

スチュワードシップ活動の一環として議決権を行使したその記録は、顧客に直接報告するのではなく、当社のホームページで開示しています。

なお、投資先企業との対話内容については、その活動内容の記録が運用財産および株主の価値に与える全体的な影響を考慮したうえで、開示の可否を判断しています。

[AXA IM's Research and Publications regarding Responsible Investments](#)

Principle 7

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づ

き、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は、受託者責任を効率的に実施するための組織を構築しています。また、役員・従業員の能力向上のため、社外教育やセミナー参加等の機会を設け、様々な経験を積み、各自の専門性と知見を高めるよう努めています。

同時に、独立した外部の研究機関を利用して、従業員の客観性を養い、専門知識を補完することとしています。

Principle 8

機関投資家向けのサービスプロバイダーは、機関投資家がステュワードシップ責任を果たすためのサービスを適切に提供することにより、投資チェーン全体の機能の強化に貢献するよう努めるべきです。

当社は、日本版ステュワードシップ・コードが対象とする機関投資家向けのサービスプロバイダー（代理サービスプロバイダーや年金コンサルタントなど）ではありません。

Last updated: September 28, 2020
AXA Investment Managers Japan Limited